

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)(第一条関係)	1
○情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)(第二条関係)	7
○印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)(附則第八条関係)	23
○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第九条関係)	25
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)(附則第十条関係)	27

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 サイバーセキュリティ戦略本部（第二十四条―第三十条）</p> <p>第五章 罰則（第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>（国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保）</p> <p>第十三条 国は、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（特殊法人及び認可法人）（特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。第三十二条第一項において同じ。）のうち、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動への影響を勘案して、国が当該法人におけるサイバーセキュリティの確保のために講</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 サイバーセキュリティ戦略本部（第二十四条―第三十条）</p> <p>第五章（新設）</p> <p>附則</p> <p>（国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保）</p> <p>第十三条 国は、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサ</p>

ずる施策の一層の充実を図る必要があるものとしてサイバーセキュリティ戦略本部が指定するものをいう。以下同じ。）におけるサイバーセキュリティに関する統一な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関、独立行政法人又は指定法人の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。

(所掌事務等)

第二十五条 (略)

一 (略)

二 国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価(監査を含む。)その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。

三 国の行政機関、独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価(原因究明のための調査を含む。)に関すること。

四 (略)

2  
3  
4 (略)

サイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。

(所掌事務等)

第二十五条 (略)

一 (略)

二 国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価(監査を含む。)その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。

三 国の行政機関で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価(原因究明のための調査を含む。)に関すること。

四 (略)

2  
3  
4 (略)

(サイバーセキュリティ戦略本部長)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 本部長は、第二十五条第一項第二号から第四号までに規定する評価又は第三十一条若しくは第三十二条の規定により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

4・5 (略)

(事務の委託)

第三十条 本部は、第二十五条第一項第二号に掲げる事務(独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査に係るものに限る。)又は同項第三号に掲げる事務(独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものに限る。)の一部を、独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3 第一項の規定により事務の委託を受けた法人の役員又は職員であつて当該委託に係る事務に従事するものは、刑法(明治四

(サイバーセキュリティ戦略本部長)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 本部長は、第二十五条第一項第二号から第四号までに規定する評価又は第三十条若しくは第三十一条の規定により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

4・5 (略)

(新設)

十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令に  
より公務に従事する職員とみなす。

第三十一条 (略)

2 (略)

(資料の提出その他の協力)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると  
認めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学  
法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第  
一項に規定する国立大学法人をいう。)の学長、大学共同利用  
機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう  
。 )の機構長、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成  
十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援セン  
ターをいう。)の理事長、特殊法人及び認可法人であつて本部  
が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する  
事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行  
う関係機関の代表者に対して、サイバーセキュリティに対する  
脅威による被害の拡大を防止し、及び当該被害からの迅速な復  
旧を図るために国と連携して行う措置その他のサイバーセキュ  
リティに関する対策に関し必要な資料の提出、意見の開陳、説  
明その他の協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認め  
るときは、前項に規定する者以外の者に対しても、同項の協  
力を依頼することができる。

第三十条 (略)

2 (略)

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると  
認めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学  
法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第  
一項に規定する国立大学法人をいう。)の学長、大学共同利用  
機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう  
。 )の機構長、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成  
十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援セン  
ターをいう。)の理事長、特殊法人及び認可法人(特別の法律  
により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要  
する法人をいう。)であつて本部が指定するものの代表者並び  
にサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における  
国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対して  
、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めるこ  
とができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認め  
るときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協  
力を依頼することができる。

(地方公共団体への協力)

第三十三条 (略)

2 (略)

(事務)

第三十四条 (略)

(主任の大臣)

第三十五条 (略)

(政令への委任)

第三十六条 (略)

第五章 罰則

第三十七条 第三十条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

第一条 (略)

(削る)

(地方公共団体への協力)

第三十二条 (略)

2 (略)

(事務)

第三十三条 (略)

(主任の大臣)

第三十四条 (略)

(政令への委任)

第三十五条 (略)

(新設)

(新設)

附則

第一条 (略)

(本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備等)

第二条 政府は、本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行

第二条 (略)

(削る)

わせるために必要な法制の整備（内閣総理大臣の決定により内閣官房に置かれる情報セキュリティセンターの法制化を含む。）  
（その他の措置を講ずるものとする。）

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、専門的知識を有する者を内閣官房において任期を定めて職員又は研究員として任用すること、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する事象に関する国内外の関係機関との連絡調整に必要な機材及び人的体制の整備等のために必要な法制上及び財政上の措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 (略)

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正)

第四条 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「事務」の下に「(サイバーセキュリティイ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なもの実施の推進に関するものを除く。)」を加える。

改正案	現行
<p>情報処理の促進に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電子計算機の高度利用等</p> <p>第一節 電子計算機利用高度化計画の策定等（第三条―第五 条）</p> <p>第二節 情報処理安全確保支援士等</p> <p>第一款 情報処理安全確保支援士（第六条―第二十八条）</p> <p>第二款 情報処理技術者試験（第二十九条）</p> <p>第三章 独立行政法人情報処理推進機構</p> <p>第一節 総則（第三十条―第三十七条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第三十八条―第四十二条）</p> <p>第三節 業務等（第四十三条―第四十六条）</p> <p>第四節 雑則（第四十七条―第五十条）</p> <p>第四章 罰則（第五十一条―第五十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>第二章 電子計算機の高度利用等</p>	<p>情報処理の促進に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電子計算機の高度利用等（第三条―第七 条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 独立行政法人情報処理推進機構</p> <p>第一節 総則（第八条―第十四条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第十五条―第十九条）</p> <p>第三節 業務等（第二十条―第二十三条）</p> <p>第四節 雑則（第二十四条―第二十八条）</p> <p>第四章 罰則（第二十九条・第三十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>第二章 電子計算機の高度利用等</p>

第一節 電子計算機利用高度化計画の策定等

第三条～第五条 (略)

第二節 情報処理安全確保支援士等

第一款 情報処理安全確保支援士

(情報処理安全確保支援士の業務)

第六条 情報処理安全確保支援士は、情報処理安全確保支援士の名称を用いて、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。)の確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とする。

(情報処理安全確保支援士の資格)

第七条 情報処理安全確保支援士試験に合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるものは、情報処理安全確保支援士となる資格を有する。

(欠格事由)

(新設)

第三条～第五条 (略)

(新設)

(新設)

(プログラム調査簿)

第六条 経済産業大臣は、円滑な流通を図る必要があると認められるプログラム(主として一の事業の分野における情報処理に用いられるものを除く。)について、その概要を記載したプログラム調査簿を作成し、これを利用しようとする者の閲覧に供しなければならない。

(新設)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、情報処理安全確保支援士となることができない。

(新設)

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他情報処理に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第十九条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(情報処理安全確保支援士試験)

(新設)

第九条 情報処理安全確保支援士試験（以下この款において「支援士試験」という。）は、情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能について行う。

2 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める資格を有する者に対し、支援士試験の全部又は一部を免除することができる。

(支援士試験事務の代行)

(新設)

第十条 経済産業大臣は、独立行政法人情報処理推進機構（以下この節において「機構」という。）に、支援士試験の実施に関する事務（以下この款及び第四十三条第二項において「支援士試験事務」という。）を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により機構に支援士試験事務を

行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、支援士試験事務を行わないものとする。

(支援士試験事務規程)

第十一条 機構は、支援士試験事務の開始前に、支援士試験事務の実施に関する規程（次項及び第三項において「支援士試験事務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援士試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした支援士試験事務規程が支援士試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(支援士試験の無効等)

第十二条 経済産業大臣は、支援士試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係る者に対しては、その受験を停止させ、又はその支援士試験を無効とすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて支援士試験を受けることができないものとすることができる。

3 機構は、支援士試験事務の実施に関し第一項に規定する経済産業大臣の職権を行うことができる。

(新設)

(新設)

(受験手数料)

第十三条 支援士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が支援士試験を受けない場合においても、返還しない。

3 機構が支援士試験事務を行うときは、第一項の規定による受験手数料は、機構に納付するものとする。この場合において、納付された受験手数料は、機構の収入とする。

(機構がした処分等に係る審査請求)

第十四条 機構が行う支援士試験事務に係る処分又はその不作為については、経済産業大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(登録)

第十五条 情報処理安全確保支援士となる資格を有する者が情報処理安全確保支援士となるには、情報処理安全確保支援士登録簿に、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(情報処理安全確保支援士登録簿)

第十六条 情報処理安全確保支援士登録簿は、経済産業省に備え

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

る。

(情報処理安全確保支援士登録証)

第十七条 経済産業大臣は、第十五条の登録(以下単に「登録」という。)をしたときは、申請者に同条に規定する事項を記載した情報処理安全確保支援士登録証(次条第二項及び第二十一条において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出)

第十八条 情報処理安全確保支援士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

2 情報処理安全確保支援士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならぬ。

(登録の取消し等)

第十九条 経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならぬ。

一 第八条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が第二十四条から第二十六条までの規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停

(新設)

(新設)

(新設)

止を命ずることができる。

(登録の消除)

第二十条 経済産業大臣は、登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

(登録事項の変更等の手数料)

第二十一条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(登録事務の代行)

第二十二条 経済産業大臣は、機構に、登録の実施に関する事務(第十九条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。次条第一項及び第二項並びに第四十三条第二項において「登録事務」という。)を行わせることができる。

第二十三条 機構が登録事務を行う場合における第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、これらの規定中「経済産業省」とあり、「経済産業大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「機構」とする。

2 第十条第二項、第十一条及び第十四条の規定は、登録事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十二条」と、第十一条(見出しを含む。)中「支援士試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 機構が登録を行う場合において、登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に納付しなければならぬ。

4 第一項の規定により読み替えて適用する第二十一条及び前項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

(信用失墜行為の禁止)

第二十四条 情報処理安全確保支援士は、情報処理安全確保支援士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第二十五条 情報処理安全確保支援士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。情報処理安全確保支援士でなくなつた後においても、同様とする。

(受講義務)

第二十六条 情報処理安全確保支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習(第二十八条において単に「講習」という。)を受けなければならない。

(名称の使用制限)

第二十七条 情報処理安全確保支援士でない者は、情報処理安全確保支援士という名称を使用してはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(経済産業省令への委任)

第二十八条 この款に定めるもののほか、支援士試験、登録、講習その他この款の規定の施行に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第二款 情報処理技術者試験

(削る)

第二十九条 経済産業大臣は、情報処理に関する業務を行う者の技術の向上に資するため、情報処理に関して必要な知識及び技能について情報処理技術者試験を行う。

2 経済産業大臣は、機構に、情報処理技術者試験の実施に関する事務（次項及び第四十三条第二項において「技術者試験事務」という。）を行わせることができる。

3 第十条第二項及び第十一条から第十四条までの規定は、情報処理技術者試験及び技術者試験事務について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十九条第二項」と、第十一条（見出しを含む。）中「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

(新設)

(情報処理技術者試験)

第七条 経済産業大臣は、情報処理に関する業務を行う者の技術の向上に資するため、情報処理に関して必要な知識及び技能について情報処理技術者試験を行う。

2 経済産業大臣は、独立行政法人情報処理推進機構に、情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定により独立行政法人情報処理推進機構に試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならぬものとし、この場合には、経済産業大臣は、試験事務を行わないものとする。

4 情報処理技術者試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

5 独立行政法人情報処理推進機構が試験事務を行うときは、前項の規定による受験手数料は、独立行政法人情報処理推進機構に納付するものとする。この場合において、納付された受験手数料は、独立行政法人情報処理推進機構の収入とする。

6 経済産業大臣は、不正の手段によつて情報処理技術者試験を

(削る)

(削る)

4 前三項に定めるもののほか、情報処理技術者試験に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

### 第三章 独立行政法人情報処理推進機構

#### 第一節 総則

第三十条〜第三十二条 (略)

第三十三条 (略)

第三十四条 (略)

(資本金)

受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

7 独立行政法人情報処理推進機構は、試験事務の実施に関し前項に規定する経済産業大臣の権限(情報処理技術者試験を受けられることを禁止することに限る。)を行使することができる。

8 独立行政法人情報処理推進機構が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、経済産業大臣に対し審査請求をすることができない。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、独立行政法人情報処理推進機構の上級行政庁とみなす。

9 前各項に定めるもののほか、情報処理技術者試験に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

### 第三章 独立行政法人情報処理推進機構

#### 第一節 総則

第八条〜第十条 (略)

第十条の二 (略)

第十一条 (略)

(資本金)

第三十五条 (略)

2 政府は、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第四十六条第一項の信用基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金又は第四十六条第一項の信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

3 (略)

第三十六条 (略)

(持分の譲渡等)

第三十七条 出資者は、その持分を譲渡することができる。ただし、第四十六条第一項の信用基金に係る出資に係る政府の持分については、この限りでない。

2・3 (略)

第二節 役員及び職員

第三十八条〜第四十条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第四十一条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第十二条 (略)

2 政府は、第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第二十三条第一項の信用基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金又は第二十三条第一項の信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

3 (略)

第十三条 (略)

(持分の譲渡等)

第十四条 出資者は、その持分を譲渡することができる。ただし、第二十三条第一項の信用基金に係る出資に係る政府の持分については、この限りでない。

2・3 (略)

第二節 役員及び職員

第十五条〜第十七条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十八条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

第四十二条 (略)

第三節 業務等

(業務の範囲等)

第四十三条 機構は、第三十二条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 五 (略)

六 サイバーセキュリティに関する講習を行うこと。

七 十 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務(次条第二号において「試験事務等」という。)又はサイバーセキュリティ基本法第三十条第一項の規定による事務を行う。

3 機構は、第一項第七号に規定する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のため事業者その他の電子計算機を利用する者が講ずべき措置の内容を公表するものとする。

4 前項の規定による公表の方法及び手続については、経済産業省令で定める。

(区分経理)

第四十四条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それ

第十九条 (略)

第三節 業務等

(業務の範囲)

第二十条 機構は、第十条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 五 (略)

(新設)

六 九 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、第七条第二項の規定による試験事務を行う。

(新設)

(新設)

(区分経理)

第二十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それ

ぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 前条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに試験事務等

三 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第四十五条 機構は、前条第二号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第四十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

26 (略)

(信用基金)

第四十六条 機構は、第四十三条第一項第三号及び第四号に規定する資金の借入れに係る債務の保証並びにこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、改正法附則第九条第一項の規定により政府及び政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして

ぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 前条第二項に規定する業務

三 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十二條 機構は、前条第二号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十条に規定する業務の財源に充てることができる。

26 (略)

(信用基金)

第二十三条 機構は、第二十条第一項第三号及び第四号に規定する資金の借入れに係る債務の保証並びにこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、改正法附則第九条第一項の規定により政府及び政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出

出資されたものとされた金額、同条第三項の規定により政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとされた金額並びに第三十五条第二項の規定により政府から信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

#### 第四節 雑則

(出資者原簿)

第四十七条 (略)

2 出資者原簿には、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る出資並びに前条第一項の信用基金に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 一三 (略)

3 (略)

(機構の解散時における残余財産の分配)

第四十八条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十四条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を国庫に納付し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる業務(これに要する費用を政府が財政投融资特別会計の投資勘定から出資したものを除く。)に係る各出資者並びに第四十六条第一項の信用基金に係る各出資者に対し、それぞれ、その出

資されたものとされた金額、同条第三項の規定により政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとされた金額並びに第十二条第二項の規定により政府から信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

#### 第四節 雑則

(出資者原簿)

第二十四条 (略)

2 出資者原簿には、第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る出資並びに前条第一項の信用基金に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 一三 (略)

3 (略)

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十五条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第二十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を国庫に納付し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務(これに要する費用を政府が財政投融资特別会計の投資勘定から出資したものを除く。)に係る各出資者並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資

資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により第四十六条第一項の信用基金に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

第四十九条・第五十条 (略)

(削る)

#### 第四章 罰則

第五十一条 第二十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第五十二条 第四十一条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第二項の規定により情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、情報処理安全確保支援士の名称を使用したもの
- 二 第二十七条の規定に違反した者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反

額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

第二十六条・第二十七条 (略)

第二十八条 削除

#### 第四章 罰則

(新設)

第二十九条 第十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行

行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十三条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第四十五条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第二十二条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

改正案

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名 (略)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第一号から第五号まで及び第三項から第五項まで（業務の範囲）の業務に関する文書	作成者 (略)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第四十三条第一項第三号及び第四号（業務の範囲等）の業務に関する文書	独立行政法人情報処理推進機構	
	国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第	国立研究開発法人海洋研究開発機構	

現行

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名 (略)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第一号から第五号まで及び第三項から第五項まで（業務の範囲）の業務に関する文書	作成者 (略)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）の業務に関する文書	独立行政法人情報処理推進機構	
	国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第	国立研究開発法人海洋研究開発機構	

(略)	九十五号) 第十七条第三号(業務の範囲)の業務に関する文書
(略)	

(略)	九十五号) 第十七条第三号(業務の範囲)の業務に関する文書
(略)	

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第九条関係）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇三十一 省略		
	<p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなったことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録</p>		
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇三十一 同上		
	三十二 同上		

とみなす。

三十三～百六十 省 略	(一)～(三十三) 省 略 (三十三の二) 情報処理の促進に関する 法律(昭和四十五年法律第九十 号)第十五条(登録)の情報処 理安全確保支援士の登録 (三十四)～(三十五) 省 略	登録件数	一件につ き九千円

三十三～百六十 同 上	(一)～(三十三) 同 上 (新設) (三十四)～(三十五) 同 上		

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（附則第十条関係）

改正案	現行
<p>（独立行政法人情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務）</p> <p>第三十二条 独立行政法人情報処理推進機構（以下この節において「情報処理推進機構」という。）は、新たな事業活動を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第三十五条第二項中「又は第四十六条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは、「<u>第四十六条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二条第一項第一号に掲げる業務（以下「教材開発業務」という。）に必要な資金に充てるため</u>」と、「又は第四十六条第一項の信用基金の」とあるのは、「<u>第四十六条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金の</u>」と、情報処理促進法第四十七条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは、「<u>前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資</u>」と、情報処理促進法第四十八条第一項中「並びに第四十六条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは、「<u>第四十六条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者</u>」とする。</p> <p>3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第四十九条の規定にかかわらず、独立行政法</p>	<p>（独立行政法人情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務）</p> <p>第三十二条 独立行政法人情報処理推進機構（以下この節において「情報処理推進機構」という。）は、新たな事業活動を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第十二条第二項中「又は第二十三条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは、「<u>第二十三条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二条第一項第一号に掲げる業務（以下「教材開発業務」という。）に必要な資金に充てるため</u>」と、「又は第二十三条第一項の信用基金の」とあるのは、「<u>第二十三条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金の</u>」と、情報処理促進法第二十四条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは、「<u>前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資</u>」と、情報処理促進法第二十五条第一項中「並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは、「<u>第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者</u>」とする。</p> <p>3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第二十六条の規定にかかわらず、独立行政法</p>

人通則法第十二条の二第一項第二号、第三号及び第六号、第十九条第六項及び第九項、第十九条の二、第二十五条の二（第一項を除く。）、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条第一項及び第三項、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の三、第三十八条第一項から第三項まで、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十六条の二（第五項を除く。）、第六十四条第一項、第六十七条（同条第一号の場合及び同条第四号の場合（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限る。）並びに第七十一条第一号、第二号及び第六号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣）とし、独立行政法人通則法第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第八号、第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十八条、第三十九条第一項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令（情報関連人材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令・厚生労働省令）とする。

人通則法第十二条の二第一項第二号、第三号及び第六号、第十九条第六項及び第九項、第十九条の二、第二十五条の二（第一項を除く。）、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条第一項及び第三項、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の三、第三十八条第一項から第三項まで、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十六条の二（第五項を除く。）、第六十四条第一項、第六十七条（同条第一号の場合及び同条第四号の場合（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限る。）並びに第七十一条第一号、第二号及び第六号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣）とし、独立行政法人通則法第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第八号、第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十八条、第三十九条第一項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令（情報関連人材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令・厚生労働省令）とする。